

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称 : 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	福祉人材センター事業	福祉職場への就業促進を図るため福祉人材の無料職業紹介や、福祉の仕事就職面接・相談会等のほか、職場体験学習や広報啓発を実施する福祉人材センターの運営事業の委託	35,366,982	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条により県は「福祉人材センター」を一個に限り指定することができる。社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は平成5年宮崎県告示第475号にて指定された唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
2	宮崎県社会福祉大会開催事業	宮崎県社会福祉大会に係る運営業務の委託	1,350,000	第167条の2第1項第2号	県社会福祉大会の開催に当たっては、社会福祉の各分野において顕著な功績のあった者等を顕彰し、その功績に報いるとともに、社会福祉活動に対する県民の関心を高めることが重要な要素であり、その企画・調整が必要となる。 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は、県内全域を対象として社会福祉を目的とする様々な事業を実施していることから、これらの業務に精通し、さらに、これまで同大会を県との共催により毎年度運営してきた実績があり、当該業務を委託できる団体は当法人以外にはないため。	福祉保健部 福祉保健課
3	高齢者総合支援センター運営業務	高齢者総合支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築推進に係る事業の実施及び高齢者権利擁護に係る事業の委託	33,224,000	第167条の2第1項第2号	県社協は、判断能力が十分でない認知症高齢者等のための「あんしんサポートセンター」において日常生活自立支援事業を実施するとともに、高齢者虐待対応の相談対応等、市町村や地域包括支援センターと連携して事業を実施しており、効果的に事業の執行が行える。 また、県社協は、県内全域の地域福祉の充実にめざして様々な活動を実施しており、高齢者のほか、知的障害、精神障害等に対しても多様な福祉サービスの利用援助を行うほか、福祉サービス向上のための高いノウハウも独自に蓄積してきている。 さらに、県社協は、市町村、市町村社協や地域包括支援センター等の施策・サービスなどの情報を共有、提供する機能を有するなど、関係機関の相互間のネットワーク化を全県域規模で推進可能な唯一の団体でもあることから、当法人と随意契約を締結した。	福祉保健部 長寿介護課
4	社会福祉研修センター運営事業	専門性を備えた質の高い人材の養育・確保を図るため、社会福祉事業に従事している職員等を対象に社会福祉研修を実施する事業の委託	38,036,500	第167条の2第1項第2号	本事業は、社会福祉法第94条第4号により規定する都道府県福祉人材センターの実施する事業である。同法第93条により県は「福祉人材センター」を一個に限り指定することができる。社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は平成5年宮崎県告示第475号にて指定された唯一の団体であることから、当法人以外に受託できる団体がないため。	福祉保健部 福祉保健課
5	障害者権利擁護センター運営事業	障害者権利擁護センターの運営に係る委託 ・障がい者虐待に係る相談対応 ・障がい者虐待防止に係る広報・啓発活動 ・障がい者虐待防止に係る研修 等	8,288,000	第167条の2第1項第2号	障害者権利擁護センターの運営に当たっては、同センターの機能を果たすための十分な知識、技能、体制等を有することに加え、次の要件を満たす者である必要がある。 ・虐待に関する十分な支援実績を有する者である必要があること ・実効的な研修を実施するために、障がい者の特性や障がい者を取り巻く現状等について十分な理解を有する者でなければならないこと ・障害福祉サービスに係る現状と課題等に知悉した者であること ・成年後見人制度など公的支援制度について、十分な理解と実務的なノウハウを有する者であること これらの要件を満たす者は、障がい福祉や高齢者福祉の多様な福祉サービス等の支援を行い、関係機関等の相互間のネットワークを全県域規模で構築している社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会以外に目的を果たすことができる者がいないため、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 障がい福祉課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
6	福祉で働こう！ひなたの人材 確保推進事業（福祉の仕事 キャリア教育連携事業）	福祉・介護人材確保 を目的とし、福祉の 仕事等に関する学生 向けの出前講座の実 施や、求職者や学生 等を対象に実施する 福祉の職場見学会の 実施を委託	6,323,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、市町村、市町村社会福祉協議会、社会福祉施設等の関係機関と連携し、福祉の仕事等に関する学生向けの出前講座を実施したり、求職者や学生等を対象に福祉の職場見学会の実施を委託するものであり、それらの実施にあたっては、福祉・介護人材の確保に関する専門的な知識・ノウハウに加え、福祉施設や関係機関とのネットワークが必要とされる。</p> <p>社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会は、社会福祉法第93条により県が指定する唯一の「福祉人材センター」を運営しており、本事業の実施に必要な福祉人材に関する専門的な知識、実績を有する県内唯一の団体であり、当法人以外に受託できる団体がないため。</p>	福祉保健部 福祉保健課
7	権利擁護人材育成・資質向上 支援体制づくり業務	法人後見支援員（市 民後見人）養成研修 及び法人後見専門員 育成研修の委託	6,018,000	第167条の2第1項 第2号	<p>県社協は、県内全域の地域福祉の充実をめざして様々な活動を実施しており、平成27年4月には、「権利擁護支援センター」を立ち上げ、高齢者や障害者の権利擁護の強化の取組を推進しているところである。これまで、成年後見制度の市町村長申立等の研修やマニュアル作成などの実績を有するほか、昨年度も市民後見人養成研修の実績を有しており、市町村や市町村社協と連携して事業を実施しており、効果的に事業の執行が行える。</p> <p>さらに、県社協は、市町村、市町村社協や地域包括支援センター等の施策・サービスなどの情報を共有、提供する機能を有するほか、多様な福祉サービスの利用援助、福祉サービス向上のための高いノウハウも独自に蓄積して、全県域規模で推進可能な唯一の団体であることから、当法人と随意契約を締結した。</p>	福祉保健部 長寿介護課